令和８年第４回区議会定例会

議案説明資料

※議案第１０３号から１０５号については資料なし

（議案第９２号）

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

＜改正の趣旨＞

地方税法の一部が改正され、区市町村が条例で定める寄附金税額控除の対象となる寄附金に、公益信託の信託財産とするために支出した寄附金（以下「公益信託寄附金」という。）が追加された。

このことに伴い、寄附金税額控除の対象となる寄附金に、公益信託寄附金を追加する必要があるため、この条例案を提出する。

＜改正の概要＞

寄附金税額控除の対象となる寄附金に、公益信託寄附金を追加する。（第２０条の２）

＜実施の時期等＞

１　令和９年１月１日から施行する。（附則第１項）

２　必要な経過措置を定める。（附則第２項）

【問合せ先】
課税課　内線１２０１

（議案第９３号）

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

＜改正の趣旨＞

このたび、国民健康保険法の一部改正により、要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い薬剤を用いた療養等について、薬剤費の一部を保険給付外とする一部保険外療養が創設され、被保険者が一部保険外療養を受けたときは、保険外併用療養費を支給するものとされたこと等に伴い、杉並区国民健康保険条例で引用している同法の条項が改められた。

このことに伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出する。

＜改正の概要＞

入院時食事療養費等の支給に係る規定で引用している国民健康保険法の条項を改める。（第８条の２から第８条の６まで）

＜実施の時期＞

令和９年３月１日

【問合せ先】
国保年金課　内線１２７１

（議案第９４号）

杉並区立重症心身障害児通所施設条例の一部を改正する条例

＜改正の趣旨＞

区は、「杉並区区立施設マネジメント計画」に基づき、旧若杉小学校の既存校舎を解体し、既存校舎で運営している杉並区立重症心身障害児通所施設わかばを旧定期利用保育施設下井草跡地に移転することとした。

このことに伴い、重症心身障害児通所施設わかばの位置を変更する必要があるため、この条例案を提出する。

＜施設の概要＞

名称	杉並区立重症心身障害児通所施設わかば
位置	杉並区下井草四丁目２１番９号
敷地面積	３２０．０１㎡
建築面積	１５９．７５㎡
延床面積	１５８．１５㎡
構造	鉄骨造　地上１階建て
施設内容	発達支援室、保健室兼リハビリ室、相談室、事務室兼休憩室等

＜改正の概要＞

杉並区立重症心身障害児通所施設わかばの位置を「杉並区天沼三丁目１５番２０号」から「杉並区下井草四丁目２１番９号」に改める。（第１条）

＜実施の時期＞

令和９年４月１日

【問合せ先】

障害児支援担当　内線１１７１

（議案第９５号）

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

＜改正の趣旨＞

区は、杉並区立中野富士見町自転車駐車場について、所有者から土地を借り受け、運営しているところである。

このたび、所有者から申出を受け、土地の賃貸借契約期間が満了する令和９年８月９日をもって、所有者へ土地を返還することとなった。

このことに伴い、中野富士見町自転車駐車場を廃止する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、中野富士見町自転車駐車場は、当該所有者が所有する近隣の建物の一部を借り受け、令和９年７月に再度設置を行う予定である。

＜改正の概要＞

中野富士見町自転車駐車場に係る規定を削除する。（別表第１）

＜実施の時期＞

令和９年７月１日

【問合せ先】
交通企画担当　内線３５２１

（議案第９６号）

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

＜改正の趣旨＞

区が収集・運搬を行う廃棄物のうち、一定のものを処理する場合には、排出者から廃棄物処理手数料を徴収しているところである。

このたび、廃棄物処理手数料と手数料原価との間に乖離（かい）が生じていることから、これを解消するため、廃棄物処理手数料を引き上げることとした。

このことに伴い、廃棄物処理手数料を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。

＜改正の概要＞

１　廃棄物処理手数料について、１キログラム当たり「４６円」から「５３円」に引き上げるほか、この引上げ額に応じて、有料ごみ処理券及び粗大ごみに係る手数料をそれぞれ引き上げる。（別表）

２　その他必要な規定の整備を行う。（第２９条及び第４５条）

＜実施の時期等＞

１　令和９年１０月１日から施行すること等とする。（附則第１項）

２　必要な経過措置を定める。（附則第２項及び第３項）

【問合せ先】
ごみ減量対策課　内線３７２１

（議案第９７号）

議会の議決を経た契約の一部変更について

件　　名	議会の議決を経た契約の一部変更について
契約の件名	杉並区立神明中学校改築電気設備工事
契約の相手方	杉並区堀ノ内三丁目２５番５号 牧野・杉並・清田　建設共同企業体 代表者　牧野電設工業　株式会社 代表取締役　　牧野　光洋
原契約年月日	令和６年６月２４日
原契約の金額	５５９，９００，０００円 （内消費税額５０，９００，０００円）
変更後の金額	６９５，３４３，０００円 （内消費税額　６３，２１３，０００円） 増減額　　１３５，４４３，０００円　増額 （内消費税額　１２，３１３，０００円） 増減率　　２４．１９％　増
変更理由	工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の必要が生じたほか、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和５４年法律第４９号）に基づく日本産業規格（ＪＩＳ）の変更に伴い変圧器の仕様等を変更する必要が生じたため。
工事期間	契約締結の翌日から令和９年７月２３日まで
仮契約日	令和８年１０月２８日

【問合せ先】営繕課　内線１５５１
経理課　内線１５３１

（議案第９８号）

議会の議決を経た契約の一部変更について

件　　名	議会の議決を経た契約の一部変更について
契約の件名	杉並区立神明中学校改築空気調和設備工事
契約の相手方	杉並区高円寺南五丁目６番９号 吉田・ユーダイ　建設共同企業体 代表者　吉田設備工業　株式会社 代表取締役　　安澤　勝志
原契約年月日	令和６年６月２４日
原契約の金額	３９７，１００，０００円 （内消費税額３６，１００，０００円）
変更後の金額	４４２，４７５，０００円 （内消費税額　４０，２２５，０００円） 増減額　　４５，３７５，０００円　増額 （内消費税額　　４，１２５，０００円） 増減率　　１１．４２％　増
変更理由	工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の必要が生じたため。
工事期間	契約締結の翌日から令和９年７月２３日まで
仮契約日	令和８年１０月２８日

【問合せ先】営繕課　内線１５５１
経理課　内線１５３１

（議案第９９号）

議会の議決を経た契約の一部変更について

件　　名	議会の議決を経た契約の一部変更について
契約の件名	杉並区立神明中学校改築給排水衛生設備工事
契約の相手方	杉並区上高井戸一丁目１３番３号 新開・東水　建設共同企業体 代表者　新開工業　株式会社 代表取締役　　野上　大樹
原契約年月日	令和６年１０月１７日
原契約の金額	３３２，２００，０００円 （内消費税額３０，２００，０００円）
変更後の金額	３７４，１７６，０００円 （内消費税額　３４，０１６，０００円） 増減額　　４１，９７６，０００円　増額 （内消費税額　　３，８１６，０００円） 増減率　　１２．６３％　増
変更理由	工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の必要が生じたため。
工事期間	契約締結の翌日から令和９年７月２３日まで
仮契約日	令和８年１０月２８日

【問合せ先】営繕課　内線１５５１
経理課　内線１５３１

（議案第１００号）

議会の議決を経た契約の一部変更について

件　　名	議会の議決を経た契約の一部変更について
契 約 の 件 名	杉並区立杉並保健所等受変電設備取替その他工事
契 約 の 相 手 方	杉並区桃井四丁目１６番１１号 栄新テクノ　株式会社 代表取締役　　安村　充雄
原契約年月日	令和７年１０月１６日
原契約の金額	１３０，９００，０００円 （内消費税額　１１，９００，０００円）
変更後の金額	１４９，１２７，０００円 （内消費税額　１３，５５７，０００円） 増減額　　１８，２２７，０００円　増額 （内消費税額　　１，６５７，０００円） 増減率　　１３．９２％　増
変 更 概 要	第一回契約変更 変更後の契約金額　　１４１，４８２，０００円 （内消費税額　　１２，８６２，０００円） 増減額　　１０，５８２，０００円　増額 （内消費税額　　９６２，０００円） 増減率　　８．０８％　増 専決処分日　　令和８年４月２４日 今回契約変更 変更後の契約金額　　１４９，１２７，０００円 （内消費税額　　１３，５５７，０００円） 前回変更からの増減額　　７，６４５，０００円　増額 （内消費税額　　６９５，０００円） 前回変更からの増減率　　５．４０％　増
変 更 理 由	・工事着手後、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和５４年法律第４９号）に基づく日本産業規格（ＪＩＳ）の変更に伴う変圧器の価格上昇により、契約変更の必要が生じたため。（令和８年第２回杉並区議会定例会　報告第４号）。 ・工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の必要が生じたため。

工　事　期　間	契約締結の翌日から令和９年１月１５日まで
仮　契　約　日	令和８年１０月２７日

【問合せ先】営繕課　内線１５５１
経理課　内線１５３１

（議案第１０１号）

屋外シャワーシステム一式の買入れについて

件　　名	屋外シャワーシステム一式の買入れについて
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	港区海岸一丁目７番１号 ソフトバンク　株式会社 代表取締役　　宮川　潤一
契約の金額	７５，０９０，４００円
契約の目的	災害時のシャワーの確保を図るため、屋外シャワーシステムを購入する。
履行概要	・屋外シャワーシステム　　８セット ・フィルターセット　　３２セット
仮契約日	令和８年１０月２７日
納入期限	契約締結の翌日から令和９年３月３１日まで

【問合せ先】
経理課　内線１５３１
防災課　内線３６０１

（議案１０２号）

議案第１０２号　令和８年度杉並区一般会計補正予算（第４号）

今回の補正予算は、実績増に伴う子どもの医療費助成等の追加経費のほか、（仮称）方南学童クラブ分室の整備に係る経費など、新たな事情や緊急性の観点から必要となる経費を計上するものです。

【概要】

補正事業　１４事業　７７６，７６３千円
財源更正　　１事業

【歳出予算】

（１）老人ホームの入所	１０，０００千円
（２）障害者自立支援サービス	１３，８６５千円
（３）障害者の日常生活支援	１６，８０３千円
（４）障害者手当等支給	１９，８７２千円
（５）子どもの医療費助成	３８，３５０千円
（６）学童クラブ事業	６，５００千円
（７）学童クラブの整備	９０，５６４千円
（８）障害児通所給付費等の支給	２００，０００千円
（９）重症心身障害児通所事業	５，０００千円
(10) 生活保護費	３３０，０００千円
(11) 母子保健医療費等助成	１１，３００千円
(12) 地域交通の運行	２１，０１６千円
(13) 杉並第二小学校の改築	６，６７３千円
(14) 中瀬中学校の改築	６，８２０千円

【歳入予算】

○特別区税	３４６，２７２千円
○国庫支出金	３５７，０４７千円
○都支出金	６１，４４４千円
○財産収入	１２，０００千円

【繰越明許費】

○追加　　（単位：千円）

No.	款	項	事業名	金額
1	都市整備費	道路建設費	魅力ある歩行者優先の道づくり	131,500

【債務負担行為】

○追加　　（単位:千円）

No.	事項	期間	限度額
1	指定管理者制度による阿佐谷地域区民センターの管理運営	令和13年度まで	698,000
2	指定管理者制度による梅里区民集会所の管理運営	令和13年度まで	56,000
3	指定管理者制度による高井戸地域区民センターの管理運営	令和13年度まで	807,000
4	地域集会施設等維持管理（コミュニティふらっと成田止水板設置工事）	令和９年度まで	24,000
5	指定管理者制度による高井戸温水プールの管理運営	令和13年度まで	468,000
6	指定管理者制度による高齢者活動支援センターの管理運営	令和13年度まで	453,000
7	保育園運営（四宮保育園ほか２園調理業務委託・荻窪南保育園ほか２園用務業務委託）	令和９年度まで	113,000
8	子供園運営（高円寺北子供園調理業務委託・用務業務委託）	令和９年度まで	39,000
9	学童クラブの整備（(仮称) 方南学童クラブ分室の整備）	令和10年度まで	149,000
10	指定管理者制度による阿佐谷けやき公園の管理運営	令和13年度まで	45,000
11	指定管理者制度による梅里中央公園の管理運営	令和13年度まで	94,000
12	道路の路面改良	令和９年度まで	955,000
13	狭あい道路拡幅整備	令和９年度まで	80,000
14	交通安全施設の整備	令和９年度まで	35,000
15	西宮中学校の改築（仮設校舎賃借）	令和14年度まで	2,659,000

○変更　　（単位：千円）

No.	事項	期間	限度額
1	庁有車の管理（庁有車の購入）	令和９年度まで	116,000
	↓		
	庁有車の管理（庁有車の購入）	令和10年度まで	116,000